



Osaka Gakuin University Repository

Title	刑事司法の神髄は事実の認定にあり (平成二十九年一月二十日大阪学院大学退職記念講演) The Essence of Criminal Justice is Based on Fact Finding
Author(s)	中村 雅臣 (Masaomi NAKAMURA)
Citation	大阪学院大学 法学研究 (OSAKA GAKUIN LAW REVIEW), 第 43 巻 第 1・2 号 : 49-65
Issue Date	2017.3.31
Resource Type	Record of Public Lecture/ 講演録
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

〈講演録〉

刑事司法の神髄は事実の認定にあり
(平成二十九年一月二十日大阪学院大学退職記念講演)

中 村 雅 臣

- 一 はじめに
- 二 検事を志望した動機
- 三 検事の職務
- 四 検事に求められる能力・資質
- 五 検事の心構え
- 六 刑事司法の理念について
- 七 実務経験から学んだもの
- 八 刑事司法の真髄とは何か？
- 九 取調べの録音・録画化について
- 十 実践と理論の関係
- 十一 素晴らしい大阪学院大学
- 十二 学生に期待すること

一 はじめに

私の実務家としての略歴をご紹介します。

高松地方検察庁検事に任命する

昭和四十八年四月十日

法務大臣 田中伊三次 ㊦

というのが、検事に任官した際に法務大臣から交付を受けた辞令である。

(1) 高松地検では新任検事として一年間、業務上過失致死傷事件（いわゆる交通事故、現在は「自動車運転過失致死傷事件」という）、覚せい剤取締法違反事件等の捜査・公判を担当した。

次の広島地検福山支部では二年間、傷害致死事件の変死体検視、窃盗、詐欺、殺人、業務上横領等各事件の捜査・公判を、次の名古屋地検では公安部で二年間、過激派による公安事件（爆発物取締罰則違反、殺人、銃刀法違反、公安条例違反等）、岐阜県庁汚職（贈収賄）事件、破産法違反事件等の捜査・公判を、次の松山地検では三年間、瀬戸内海来島海峡における大型フェリー衝突・沈没事件（業務上過失致傷事件）や北条現職市長に係る贈収賄事件、宇和島現職市長に係る公職選挙法違反（現金買収）事件、同市長に係る贈収賄事件等の捜査・公判を、次の神戸地検姫路支部では三年間、広域暴力団組長による所得税法違反事件、強盗殺人事件の司法解剖立会等の捜査・

公判を、次の神戸地検本庁では刑事部財政経済係検事として二年間、大阪国税局査察部と協力して法人税法・所得税法・間接税法各違反事件等の捜査・公判を、次の大津地検では三席検事として一年間、公職選挙法違反(現金買収)事件、贈収賄事件等の捜査・公判を、それぞれ担当した。

次の司法研修所では検察教官として三年間、司法修習生に実務教育を指導し、約二〇〇名を司法研修所から法曹界へ送り出した。当時の司法修習生は現在、裁判官、検事、弁護士として、各方面で活躍している。

次の大阪地検では刑事部外事係・少年係検事として二年間、外為法(外国為替及び外国貿易法)違反事件、出管法(出入国管理及び難民認定法)違反事件、少年犯罪等の捜査を担当し、次の松山地検では次席検事として三年間、愛媛県内で発生する全事件の捜査・公判の指揮に当たった。

次の京都地検では公安部長、次いで公判部長として二年間、オウム真理教を巡る拉致監禁・暴行・傷害事件等の捜査・公判の指揮を執った。

次の大阪高検刑事部では一年間、生駒トンネル内で発生した電車火災(業務上過失致死傷)事件等の公判を担当し、次いで、同高検公安部長、刑事部長として、公職選挙法上の連座制による現職国会議員の当選無効・失職訴訟の提起、和歌山毒カレー事件(四人が死亡し六十三人が急性ヒ素中毒の重症を負った無差別殺人及び一億円を超える保険金詐欺事件)の捜査指揮等を担当した。

その後は、京都地検次席検事を経て、和歌山地検検事を最後に退官したが、検事任中の約二十八年間、延べ数千人の被疑者、被害者、参考人を取り調べ、少なくとも四、〇〇〇件以上の事件を処理(起訴・不起訴)した。

(2) 検事退官後の平成十三年に法務大臣から公証人に任命され、平成二十二年まで大阪上六公証役場において、遺言

公正証書、金銭消費貸借契約・不動産賃貸借契約等の公正証書、定款認証、任意後見契約公正証書、事実実験公正証書等の相談、指導、作成等に従事した。

検事時代に経験した右刑事事件の大部分は、警察官の協力があつて初めて為し得た事件である。

なお、

①副検事、②検事、③検事長、④次長検事、⑤検事総長の総称が検察官である。

司法修習生から任官した者は検事に任命されるが、刑事訴訟法上は「検察官」であり、起訴状等の表示は「検察官検事」である。

正確には「検察官」と説明すべき事柄についても、ここでは、便宜上、私の職名であった「検事」として説明する。

- (3) 公証人退職後の平成二十二年四月に大阪弁護士会に登録をして約一年間、弁護士会の公益活動の一環として国選弁護を引き受け、万引き（窃盗）や覚せい剤の自己使用事案等、比較的量刑の軽い事件の弁護を担当した。

二 検事を志望した動機

- (1) 高校生時代に、「真昼の暗黒」という映画を見て感銘を受け、刑事弁護士を目指して司法試験に挑戦しようと考えたようになった。

この映画は、殺人の有罪判決が確定し服役している者の無実を確信した弁護士が、苦勞して証拠を収集し、再審請求によって遂にその者を獄中から救い出すという実話に基づいた物語であった。

ところが、司法試験に合格後の検察実務修習中に、志望が変わった。

検察実務修習では、指導係検事の下で被疑者や被害者の取調べをするが、どの事件についても、被疑者が犯人か否か(「犯人性」という。)を徹底して吟味し、「疑わしきは被疑者の利益に」の大原則に則り、起訴、不起訴の処分をしていること、即ち、証拠上、有罪の確信ある事件のみを起訴し、多少なりとも犯人性に疑問があれば不起訴処分として釈放するのが、日本検察の伝統であることが分かった。

検事が起訴した事件の約九十九パーセントが、有罪になる理由はここにある。

被疑者の弁解をよく聞き、事実認定上少しでも疑問があれば、納得のいくまで徹底して捜査するのが検察の真骨頂であると理解できたのである。

因みに、諸外国では無罪率が十〜二十パーセントの国が現にあり、進歩的知識人の中には、「有罪・無罪を決めるのは裁判所であるから、無罪率が十〜二十パーセントというのは健全な刑事裁判である。日本の有罪率約九十九パーセントは異常と言う他なく、日本の検察はもっとラフな起訴をしても良いのではないか。」とコメントする者がいる。

しかし、一旦起訴となれば、殺人や放火、強盗殺人などの重罪は身柄拘束が継続し、在宅起訴の場合でも、刑事法廷へ出頭しなければならず(理由なき不出頭は勾引され、監獄に留置されることがある。)、被告人席に座らされるのである。

その挙句、無罪判決が確定したとして晴れて釈放となり、或いは被告人の身分を解かれたからといって、「済みません。」では済まされない。

その者には、起訴によって長期間の身柄拘束、失職、一家離散、復職困難、名誉毀損等、取り返しのつかない事態に陥らせる危険を負わせるのであり、著しい人権侵害になることを、前記の進歩的知識人は看過している。

検事は、人の運命を左右する重大な職責を担っているのである。

(2) 有罪が確定した受刑者の冤罪を晴らし、初めて獄中から救出したのでは遅過ぎるのである。

起訴・不起訴の処分権限を有する検事は、証拠上、被疑者の有罪を確信できなければ、不起訴処分とし、釈放することによって、早い段階で冤罪を防止することができる。

無実の者を救うことができるのは、第一に検事であると気付いたことから、志望が弁護士から検事に変わった。

三 検事の職務

人の生命・身体・財産に直接影響を与え、人の運命を左右する職務であり、ミスは決して許されないことは、警察官と同様である。

(1) 検事とは

「ヒーロー」のキムタク検事、京都地検の女、横浜地検の霞夕子検事や岐阜地検高山支部の赤カブ検事、古くは検事霧島三郎らがテレビドラマ等で有名と思うが、いずれも人情味溢れるキャラクターとして知られている。

これらドラマに登場する検事に共通する点は、犯人は誰か、殺害手段は何か、動機は如何なるものであったか等
など、いずれも事案の真相の解明に情熱を傾けていることであり、法解釈に悩む姿等は殆ど見られない。

(2) 刑事司法における検事の役割

検事は、

- ① あらゆる犯罪について警察と協力して捜査、即ち事件の証拠を収集して、犯人を特定し、
 - ② 被疑者の身柄を確保(逮捕・勾留)し、
 - ③ 捜査結果により、起訴するか不起訴にするかを判断し、
 - ④ 起訴の場合は公判において犯罪を立証して、裁判所に法の正当な適用を請求し(論告)、適切な処罰を求め(求刑)、
 - ⑤ 裁判(刑罰)の執行を指揮・監督する
- など刑事司法の全ての場面において、広範な権限を有している。

四 検事に求められる能力・資質

以下の記述は、警察官・消防官にも、ほぼ当てはまる資質である。

(1) 真相に迫ろうとする熱意

- ① 健全な社会常識を備えた事実認定能力

検事は、証拠と法によって、限りなく真実に近い事実を認定すべき使命を負っている。

健全な社会常識に乏しい者は、何処に、どのような証拠が存在し得るかを推測することや、収集した証拠を適切に評価し得るか疑わしいため、証拠から事実を的確に認定する能力に欠けるのではないかと懸念がある。

◎ 搜索、差押、検証等の捜査により収集した証拠によって認定可能な混沌とした事実の中から、

ア 法的に意味のある事実を抽出する能力

イ 必要あれば積極的に証拠を収集する能力

ウ 収集した証拠を整理・分析して、法的に構成する能力

エ これを文章や口頭で表現する能力（説得力）

が大事である。

〈事例〉例えば、A運転の車が、Bを撥ねて死亡させた事案について、捜査（証拠収集）の結果、

ア Aの前方不注意によると認定すれば、自動車運転過失致死となり

イ AのBに対する傷害の故意によると認定すれば、傷害致死となり

ウ AのBに対する殺意に基づくものと認定すれば、殺人となる。

どのような事実を認定するかにより、罪名も量刑も大きく異なる。

抽象的な法解釈を展開しても、事実認定が誤っていたら、全く無意味がないのである。

◎ 検事が事件を処理するための原則は概ね次のとおりであり、これは一般企業においても当て嵌まる原則と思われる。

- ア 証拠(情報)の収集
 - イ 証拠(情報)の整理・分析と証拠(情況)判断
 - ウ 処理方針の決断
 - エ 立証(運用)方針の策定
 - オ 行動開始
- ② バランス感覚、市民感覚と素朴な正義感
- バランス感覚、市民感覚と素朴な正義感を持ち合わせない者は、事案の重大性や優劣の判断を誤る虞れがあり、国民の負託に応えられない。
- ア 検事は大きな権限を与えられており、絶えず自重自戒しなければ独善に陥る危険がある。
 - イ それを避けるためには、バランス感覚を身に付け、一般市民の健全な常識と素朴な正義感を忘れず、日常の職務に反映させることが肝要である。
 - ウ 被疑者・被告人だけでなく、犯罪被害者や遺族の立場・痛みや心情にも配慮することも大事である。
- これらの原動力となるのが、真相に迫ろうとする熱意である。
- (2) 真実に迫る事実認定がなされなければ、刑事司法は決して信頼されない。刑事司法実務においては、法律構成よりも事実認定が重要であることは、既述のとおりである。
- 弁護士が主役のドラマも、その大部分が主人公の弁護士が真相究明に奔走するストーリーであり、そうであるからこそ視聴者から絶大な支持を得られるのであろう。

真相に迫る熱意・姿勢は、検事でも弁護士でも変わりはない。

五 検事の心構え

- (1) 検事は、人の不正・違法行為を追及して、刑罰の適用を求めるのが職務であり、既述のとおり人の生命・身体・自由・財産に直接影響を与え、人の運命を左右する立場にある。従って、単に法律知識や法律の素養がある、というだけでは足りない。検事としてのモラル、使命感、心構えを持たなければならない。
- (2) 検事は、公益の代表者であり、国民全体の奉仕者である、という自覚が必要である。不偏不党・厳正公平を堅持すると共に理と情を兼備し、国民の納得する良識ある検察を行わなければならない。

六 刑事司法の理念について

刑事司法に携わる者は、

- ① 真相（実体的真実）の発見（刑事訴訟法第一条）
- ◎ 真犯人を逃がしてはならない。
- ◎ 真犯人を検挙・処罰することによって、法秩序が保たれる。

強盗や殺人等の犯罪が発生しても、犯人が捕まらない、或いは、疑わしい人物が捕まっても無罪放免となる事態が続出すれば、治安が保てなくなり日常生活が脅かされ、経済活動すら成り立たなくなる。

② 被疑者・被告人の正当な利益・権利の擁護(刑事訴訟法第一条)

◎ 無実の者を処罰してはならない。

◎ 被疑者・被告人の正当な利益・権利は、擁護しなければならない。

という二つの責務を負っている。

①と②を両立させなければならぬが、そのためにも何が真実かを見定める事実認定力が重要となる。

◎ 刑事訴訟法上の論争について

例えば、訴因の機能や逮捕に伴う令状なしの搜索・差押可能な範囲を巡る論争は、右①にウエイトを置くか、右②にウエイトを置くか、の違いとして現れる。

冤罪は、刑事司法における最悪・最大の人権侵害(右②)であるが、法と証拠によって真相に迫る事実認定(右①)が為されれば、被疑者・被告人は真犯人ではない、或いは、真犯人と認定するには合理的疑いが残る、とされる結果、冤罪の発生(有罪判決の確定)はない。

①と②は、多くの場合、悉く対立する利益であるかの如く説かれているが、真相(実体的真実)の発見(①)は、被疑者・被告人の正当な利益・権利の擁護(②)に資する場合があります、必ずしも対立・矛盾する利益とは言えない。

七 実務経験から学んだもの

次の事件は、いずれも社会の耳目を集めた事件である。

- (1) オウム真理教の麻原彰光事件（被告人は、電車内でサリンを撒いた犯人の共謀者か？）
 - (2) ホリエモン事件（被告人は、証券取引法違反行為者の共謀者か？）
 - (3) ロス疑惑・三浦事件（被告人は、被害者を射殺した犯人の共謀者か？）
 - (4) 名張の毒ぶどう酒事件（ぶどう酒に農薬を混入したのは誰か？）
 - (5) 和歌山の毒カレー事件（カレーにヒ素を混入した犯人は誰か？）
 - (6) 四大死刑冤罪事件（死刑確定後、再審で「犯人性」に疑問があるとして無罪になった事件）
 - ① 免田事件（夫婦を殺害し、子供二名に重傷を負わせた事件）
 - ② 財田川事件（闇米ブローカー惨殺事件）
 - ③ 島田事件（幼女拉致殺害事件）
 - ④ 松山事件（一家四人皆殺し放火事件）
- 右事件のうち、(1)、(2)、(3)はいずれも、被告人と実行行為者との共謀の有無が問題となった事件であり、(4)、(5)、(6)はいずれも、被告人は犯人か、が問題となった事件である。
- 即ち、どの事件も、検事の事実認定（公訴事実）が真相を捉えているか、が問題となった事件である。

一方、刑事裁判において、法律構成・法解釈が大きな問題になった事件は、なかなか思い当たらないのである。

八 刑事司法の真髄とは何か？

「クロは黒、シロは白」ということ

- ① 全ての犯罪は、過去に生じた動かし難い真実として存在する。
法と証拠と熱意によって、この真実に限りなく迫り、事件の全貌を明らかにすること、これが事実認定である。
- ② これによって冤罪を防ぎ、法秩序を守ることができる。

即ち、実体的真実の発見が刑事司法の要である。

◎ 刑事司法の真髄は、事実の認定に有り。

- ③ 証拠によってどのようにも認定可能な「相対的真実」というご都合主義的な考え方は認め難い。
- ④ これが、「クロは黒、シロは白」という意味である。
- ⑤ このことは、警察官、検事ら捜査機関だけではなく、裁判官・弁護士にも共通する責務である。
- ⑥ 真相究明の情熱を持ってない者は、捜査官や法曹になる資格はない。
- ⑦ 被疑者・被告人の正当な利益・権利を守りながら、真実に迫る情熱を持つことが肝要である。

〈事例〉「シロの捜査」と「クロの捜査」について

或る程度の嫌疑はあるが、シロ（無実）の可能性がある被疑者については、シロの捜査（被疑者の無実を前提とし

た捜査)を徹底して実施すべきである。

その結果、嫌疑が希薄になり、或いは、消滅すれば、当然に不起訴処分となる。

ところが、シロの捜査の結果、例えば、アライ主張が悉く虚偽であることが判明して、嫌疑が一層濃厚になる(真っ黒になる)ことがあり得る。

このような場合は、「シロの捜査」が結果的に「クロの捜査」となり、事案により起訴処分となる。

⑧ 刑事司法は、勝った、負けたというゲームではない。

ア 検事にとって有罪判決は、「勝った。」ではなく、「真実に迫ることができた。」である。

イ 同様に、無罪判決は、「負けた。」ではなく、「真実に迫れなかった。」である。

九 取調べの録音・録画化について

(1) 弁護士(会)の対応

可視化に反対の弁護士は、見当たらない。

取調べの最初から最後まで可視化を要求しているが、その理由を、「供述の任意性が担保される。」としており、このメリットのみが強調され勝ちである。

(2) 捜査機関(刑事訴訟法の観点)から見たメリットとデメリット

① メリット

自白の任意性の立証が容易である。

② デメリット

捜査官は、カメラを意識する余り、腰が引けた取調べになる虞れがある一方で、例えば暴力団など犯罪組織関係の被疑者は、カメラの背後に親分や監視者の視線を感じて、上層部に及ぶような真相を語れない虞れがある。

これでは実体的真実の発見(真相解明)が困難となり、被害者や遺族だけではなく、国民の支持を得ることはできない。

このデメリットを克服するには、捜査官側に、任意性に十分配慮しつつ、納得できない不合理・不自然な供述には、納得できるまで粘り強く取り調べるのが求められるが、実務の現場で、任意性の確保と真相の究明は両立しないと捉えられていないか、危惧するところである。

十 実践と理論の関係

(1) 「理論なき実践は暴挙であり、実践なき理論は空虚である。」について

実践には理論の裏付けが必要である。

理論的裏付けのない実践は、処理(起訴・不起訴)の不均衡・不公平を招き一貫性を欠く結果、恣意的な判断となりかねず、「暴挙」となる虞れがある。

(2) 理論と実践は、法秩序を支える両輪である。

実務の現場では、判例や前例のない事案に遭遇した場合、理論的裏付けを求めて学者の著書を読み漁り、抛りどころを模索するのが常である。

まさに「苦しいときの文献頼み」であるが、このようなときに「理論と実践は法秩序を支える両輪」であることを実感する。

十一 素晴らしい大阪学院大学

本校は、教育熱心で優秀な先生方がおられる上に、完璧と言って良いほど学生の支援体制、教育施設が整っているばかりか、事務職員皆が親切で礼儀正しく、私の学生時代を想起し比較すると、本校で学べる若者を羨ましく思う。

「本学は、教育と学術の研究を通じ、広く一般社会に貢献し、且つ人類の福祉と平和に寄与する視野の広い実践的な人材の育成を目的とする。」との建学の精神はもとより、奮起を促す学院歌「おお日が昇り」も、いつも清潔で落ち着いたキャンパスも、一一〇万冊以上の蔵書を誇る、静謐で広い図書館も素晴らしく、本校で過ごさせて頂いた日々は、本当に幸せであった。

十二 学生に期待すること

私も学生時代は、知識欲が旺盛で、何でも学んでやろうという精神を持ち合わせていたように思うが、年齢を重ね

るに従って能力が低下し、学生諸君と同じような勉強は到底できない。

「少年^お老い^{やす}易く、学^が成^なり難し」…若いうちから勉学に励まなければ、直ぐに年月が過ぎて高齢となり、何も学べず生涯を終えてしまう。

「目標を持ち、それに向かって全力で頑張る。過去を変えることはできないが、未来を変えることはできる。」(高橋尚子特任教授の言葉)のである。

最後に、本校の一層のご発展と総長始め先生方、職員の皆様のご健康、ご活躍、ご発展をお祈り申し上げて、お礼と感謝のご挨拶とさせていただきます。

合掌

(本稿は、平成二十九年一月二十日の退職記念講演記録に若干加筆した。)